

入 札 要 領 (入札心得)

入札希望者は、一般競争入札参加案内（以下「参加案内」という。）及び本書を熟読のうえ、入札してください。

（入札の代理）

第1 代理人により入札しようとする場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。なお、代理人は2者以上の入札者を代理することはできません。また、入札者は他の入札者の代理人となることはできません。

（入札書の様式及び使用する印鑑）

第2 入札書は、所定の入札書を使用してください。

2 本人が入札される場合に入札書に押印する印鑑は、入札参加申込書に使用した印影の印鑑とします。代理人が入札される場合は、委任状に押印された代理人の印影と同じ印鑑とします。それ以外の印鑑を使用した入札書は無効とします。

（入札保証金）

第3 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を指定の納入書により納付してください。

（入札書の記入方法）

第4 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）を記入し押印するものとします。代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名を記入の上、代理人の印のみを押印してください。入札金額の記載は、算用数字を使い、最初の数字の前に「¥」を記入又は止印をしてください。なお、記入にあたっては、万年筆又はボールペンを使用してください。

（提出済みの入札書）

第5 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

（入札の無効）

第6 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- （1）参加案内に規定している、入札に参加できない者による入札
- （2）談合して行った入札
- （3）入札保証金が入札金額の100分の5に達しない入札
- （4）入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明である入札
- （5）同一の入札について、2以上の入札をした者のした入札
- （6）郵便又は電信による入札
- （7）第1の規定に反して行われた入札

（開札）

第7 開札は、入札者の面前で行います。

（再度入札）

第8 開札の結果、予定価格以上の入札がないときは、再度入札を行うこと

があります。

(落札者の決定)

第9 入札は、最低売払価格以上で最高の価格をもって入札した人を落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(随意契約への移行)

第10 再度入札してもなお、落札者がいない場合は、最高の価格を入札した方と随意契約を締結することがあります。その場合でも、売払価格は予定価格を下回ることはありません。

(入札保証金の返還)

第11 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還します。

2 入札保証金の返還は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預金口座へ振り込みますので、請求書及び口座振込依頼書を提出してください。なお、現金で受領する場合は、受領の際に、印紙税法が規定する額の収入印紙が必要となります。

(契約の締結)

第12 落札者が落札決定の日から7日以内（7日目が休日の場合は翌日まで）に契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は津山市に帰属します。

2 契約は所定の契約書を作成し、市、落札者双方が記名押印したときに成立します。

3 売買契約締結の際、契約保証金として、契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額を、所定の納付書により納付してください。

4 落札者の入札保証金は、前項の契約保証金の全部又は一部に充当できます。

5 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。

(その他)

第13 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び津山市契約規則の定めるところによって処理します。